

株式会社 ハーネス

指定訪問介護

総合事業〔札幌市訪問介護相当型サービス〕事業運営規程

ヘルパーステーション「こころね」運営規定

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ハーネスが開設する指定訪問介護事業所、札幌市訪問介護相当型サービス事業所「ヘルパーステーションこころね」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（札幌市訪問介護相当型サービスにあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスを提供することを目的とする。

（指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービス運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 一 指定訪問介護の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 二 札幌市訪問介護相当型サービスの訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 三 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 四 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ヘルパーステーション こころね
- 二 所在地 札幌市北区北35条西4丁目2-18（ココロホーム北35条1階）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(※ 管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供に当たるものとする」とする。)

二 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、札幌市訪問介護相当型サービス計画の作成等を行う。

三 訪問介護員 常勤換算 2.5人以上（サービス提供責任者含む）

訪問介護員は、訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスの提供に当たる。

(教育体制)

第5条 新任従業者の教育体制は次のとおりとする

一 訪問介護員の教育 事業所管理者は、新任の訪問介護員に対して社内の規定やルールを教育する。

二 サービス提供責任者は、新任の訪問介護員に対して訪問介護マニュアル等を利用してマナーやルールを含む訪問介護サービスの実施方法を教育する。

(情報の共有)

第6条 訪問介護管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員の資質向上及び介護サービス情報の共有のために適宜事業所において会議を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスの内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割(※所得に応じる)の額とする。

一 身体介護

二 生活援助

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 事業の実施地域を越えてから、片道5キロ未満 0円

二 事業の実施地域を越えてから、片道5キロ以上 200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第11条 指定訪問介護、札幌市訪問介護相当型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、札幌市内北区、中央区、東区、西区の区域とする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 個人情報の開示または提供については利用者本人からの申請に基づいて、利用者本人への提供あるいは開示を原則とする。

ただし、次の場合は利用者本人であっても提供あるいは開示しないことがある。

1. 本人が合理的判断をできない状態にある場合
2. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
3. 当事業所の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼすおそれがある場合
4. 利用者への介護情報の提供が、当該介護機関の介護従業者を除く第三者の不利となると考えられる場合
5. 開示することが法令に違反する場合

提供する介護情報の範囲については、介護記録、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービスの内容の記録。

ただし、第三者が作成した、又は第三者から得た情報および介護にともなう教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する介護情報の範囲に含まないものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為に次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業者は、事業の実施にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他日必要な事項を記録しなければならない。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
 - ・ 委員会の開催 年1回以上

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ・継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社 ハーネス 代表取締役 村林寛昭と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。